報告書No.　AAA0001-001-01　(1/1)
発行日　○年○月○日

検査結果判定書

株式会社　○○　様

株式会社日吉
水道法第20条第3項　登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001　FAX: 0748-32-4192
水質部門管理者

○年○月○日　にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	株式会社　○○　給水栓							
試料区分	飲料水							
採取日時	○年○月○日　13:00							
天候	前日　晴　当日　晴	気温	20.0　℃	水温	10.0　℃	残留塩素	－　mg/L	
採取者	送付	検査区分責任者						

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。

	検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	4	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2	大腸菌	－	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	－
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.0003
4	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
5	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
6	砒素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
7	六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.002
8	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.004
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	10以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.1
10	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.1
11	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
12	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.2以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
13	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
14	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
15	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
16	塩化物イオン	mg/L	4.9	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
17	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	mg/L	56.6	300以下	厚生労働省告示261号 別表第6	1.0
18	蒸発残留物	mg/L	104	500以下	厚生労働省告示261号 別表第23	10
19	有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.3未満	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
20	pH値	－	7.1	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	－
21	味	－	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	－
22	臭気	－	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	－
23	色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
24	濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
25				－		
26				－		
27				－		
28				－		
29				－		
30				－		

備考	

管理No.　AA1234

見本

報告書の宛名については
ご注文時にご指定いただくことが可能です。

こちらの日付は
試料が弊社に到着した日にちとなります。

試料情報はご注文の際にご指定頂けます。

今回の検査項目に対する基準値との判定です。
不適の項目があった場合は、
該当の検査結果の左に「×」の表記があります。

今回の検査方法と定量下限値です。
定量下限値とは、
各検査法で正確に定量できる最低濃度のことです。

基準値です。

今回の検査結果です。
この数値と基準値を比較ください。